|  |
| --- |
| ＨＰ  都市計画法第34条第11号に基づく開発行為等に関する技術基準（参考図）  【第4（4）】一戸建専用住宅等の敷地  敷地形状は、短辺が10ｍ以上の矩形を原則とし、やむを得ず不整形な敷地が生じる場合は、その敷地内に一辺が10ｍの正方形を確保できること。  10ｍ以上  敷地面積150㎡以上  一辺が10mの正方形を確保  幅員４m以上  10ｍ以上  【第5（1）】一戸建専用住宅等の道路整備の制限  ア　両端を6ｍ以上の既存道路に接続（6ｍ以上の既存道路が幹線道路である場合は、2ヶ所の接続の間隔を概ね100ｍ以上確保できる場合に限る。）する  イ　一端を6ｍ以上の既存道路に接続し、他端を幅員4ｍ以上のその他の建築基準法上の既存道路に接続する  幅員6ｍ以上の既存道路  幹線道路の場合は間隔100ｍ以上  幅員4ｍ以上の既存道路  主要道路  主要道路  幅員6ｍ以上の既存道路  エ　一端を6ｍ以上の既存道路に接続し、他端を幅員4ｍ未満のその他の建築基準法上の既存道路に接続し、加えて、主要道路に2ヶ所以上接続する幅員4ｍ以上の道路を整備する  ウ　一端を6ｍ以上の既存道路に接続し、他端を幅員4ｍ未満のその他の建築基準法上の既存道路に接続し、加えて、主要道路と6ｍ以上の既存道路とを接続する幅員4ｍ以上の道路を整備する  幅員4ｍ未満の既存道路  幅員4ｍ未満の既存道路  主要道路  申請地  申請地  中心後退（2ｍ）  中心後退（2ｍ）  主要道路    主要道路に2ヶ所以上接続する幅員4ｍ以上の道路  主要道路と6ｍ以上の既存道路とを接続する幅員4ｍ以上の道路  幅員6ｍ以上の既存道路  幅員6ｍ以上の既存道路  【第5（2）～（4）】未利用地接続道路  申請地に隣接する土地が、建築敷地等として利用されていない土地（以下「未利用地」という。）となっている場合は、当該未利用地に接続が可能となる幅員６ｍ以上の道路（以下、「未利用地接続道路」という。）を一以上整備する計画とすること。  未利用地接続道路は、当該未利用地の境界まで接続すること。  未利用地接続道路の沿道は、少なくともその片側を宅地とすること。  幅員6ｍ以上の既存道路  主要道路  沿道の片側一方は必ず宅地  申請地  未利用地接続道路（幅員6ｍ以上）  未利用地  【第9】一戸建専用住宅以外の後背地への配慮  予定建築物が一戸建専用住宅以外の場合で、申請地の全部又は一部が、幹線道路に接続される国道、府道及び市町村道並びに建築基準法第43条第2号第1号及び「建築基準法第43条第2項第2号許可取扱い方針」（大阪府）提案基準第2に該当する道の境界から200ｍを超える位置に存するときは、申請地内に、幹線道路から後背地に至る幅員6ｍ以上の道路を設置すること。  幅１ｍ以上の植栽帯  ２００ｍ  **道路義務付けゾーン**  ２００ｍ  幹線道路（幅員１２ｍ以上）  幅員６ｍ以上の後背地へ至る開発道路  幹線道路に接続される道路等  幹線道路に接続される道路等  **後背地**  **後背地**  **申請地**  **申請地** |